（参　考）　井草会組織図　　2019年4月1日現在

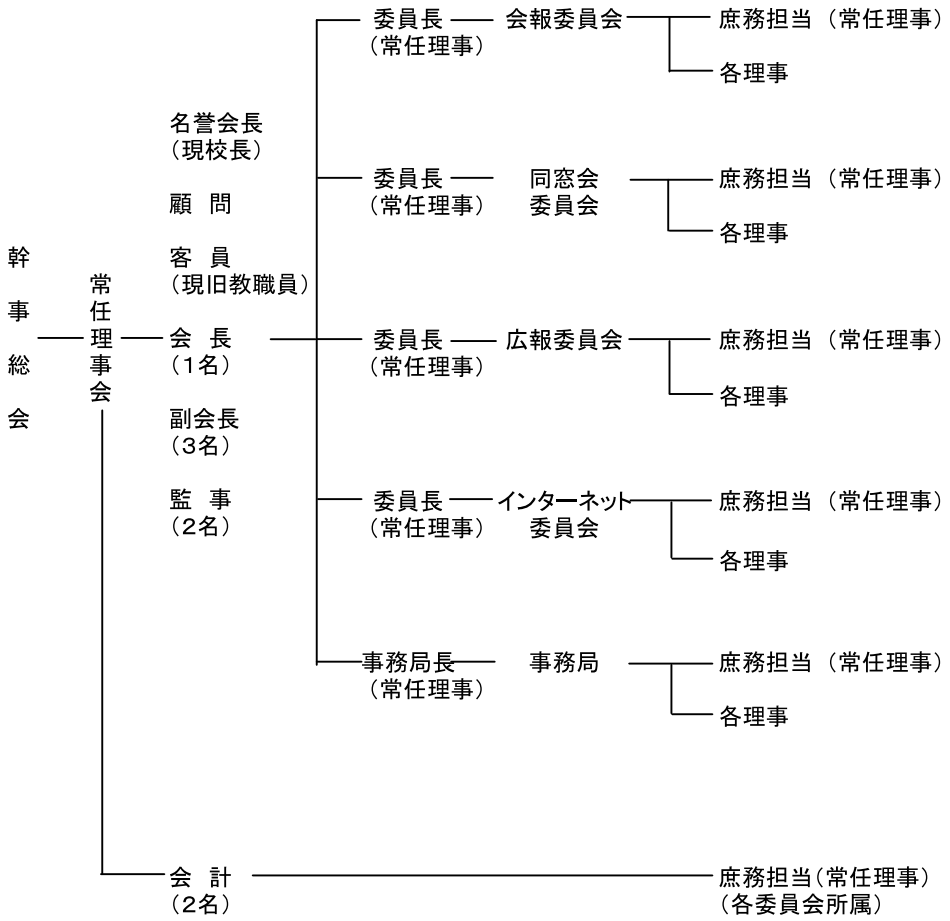

注1.　幹事総会は、本会の最高議決機関である。幹事は会員の互選によって選出され、定数は各卒業年度毎に1名以上20名以内で、議決権を持つ。

注2.　常任理事会は、会務を執行するために必要な議決を行い、会務を執行する。常任理事会の構成メンバーは、会長、副会長、常任理事、会計、監事である。

注3.　役員は幹事総会で選任され、会長1名、副会長3名、会計2名、監事2名の他、副会長の定数は10名以内、常任理事の定数は10名以上、理事の定数は20名以上である。

注4.　各委員会は、常任理事会の補助機関として、本会の会務を実施するため、活動を行う。
各委員会の委員長、庶務担当は、それぞれ常任理事を以て充てる。
理事は、各委員会に所属し、会務の運営に当たる。

注5.　会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに幹事総会、常任理事会の議長を務め、議決において可否同数の時は、会長の決するところによる。

注6.　副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する。

注7.　会計は、常任理事会に直属し、予算及び決算の作成並びに本会の資産を管理する。

注8.　監事は、本会を会務及び会計を常時監査し、幹事総会及び常任理事会に対して監査報告を行うとともに各種会務の運営に参加する。